

転出のご案内

下記の項目のある方は各課で手続きをお願いします。詳しくは、各窓口におたずねください。

区分	該当	対象	手続き	必要なもの	受付窓口	
					担当課	
住所・戸籍	<input type="checkbox"/>	印鑑登録をしている方	自動的に廃止になります。印鑑登録証は返却するか、ご自身で破棄をしてください。		①市民課	
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードをお持ちの方	電子証明書の交付を受けている方は失效します。転入先で継続利用の手続きをしてください。	・マイナンバーカード		
	<input type="checkbox"/>	マイナンバーカードを申請中の方	転出の手続きをする前に係におたずねください。			
医療	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入している方	資格喪失手続きをしてください。	・資格確認書等	②国保医療課 1階	
	市民課の手続後に「国民健康保険」の番号札をお取りください					
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療制度に加入している方	・転出の手続きをしてください。 ※転入先で申請用の負担区分証明書が必要になる場合があります。	・資格確認書等		
	市民課の手続後に「後期高齢者医療制度」の番号札をお取りください					
	<input type="checkbox"/>	子ども医療(0歳～18歳到達年度末まで)	転出日の翌日から医療費受給者証は使えません。返却をしてください。 ※母子家庭等医療・後期高齢者福祉医療は、転入先で(非)課税証明書が必要になる場合があります。	・医療費受給者証		
年金	<input type="checkbox"/>	障害者医療			④年金課	
	<input type="checkbox"/>	精神障害者医療				
高齢者	<input type="checkbox"/>	母子家庭等医療			⑥長寿介護課	
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者福祉医療				
海外へ転出する方	<input type="checkbox"/>	知立市に残る方が75歳以上のひとり世帯になったとき	75歳以上のひとり世帯になった方は後期高齢者福祉医療の助成を受けられる場合があります。詳しくは係におたずねください。		各窓口 各課	
	市民課の手続後に「医療費助成」の番号札をお取りください					
年金	<input type="checkbox"/>	年金に加入している	転入先の市区町村で手続きをしてください。		④年金課	
	<input type="checkbox"/>	年金に加入している方で海外に行く方	資格喪失の手続きが必要です。 任意加入希望者は手続きが必要です。	任意加入を希望される方は、詳しくは係におたずねください。		
高齢者	<input type="checkbox"/>	全員	介護保険料の納付または還付金請求の手続き	・被保険者証 ・振込先がわかるもの	⑥長寿介護課	
	<input type="checkbox"/>	転入先が介護保険施設の方	詳しくは係におたずねください。	・被保険者証 ・負担割合証 ・負担限度額認定証(負担限度額認定を受けている場合)		
	<input type="checkbox"/>	要介護認定等申請中または要介護認定等を受けている方	「受給者資格証明書」をお渡します。 ※転入日から14日以内に転入先の市区町村で手続きをしてください。			
	<input type="checkbox"/>	福祉サービス高齢者在宅サービス	緊急通報装置、宅配給食サービス、外出支援サービス(介護タクシーの利用券)、介護人手当、訪問理美容サービス、いまとこねっと、紙おむつ等の購入助成	中止の手続き		
	<input type="checkbox"/>	知立市に残る方が65歳以上のひとり世帯になったとき	高齢者在宅福祉サービスや介護保険施設サービスの食費・居住費の負担限度額認定等の手続き。65歳以上のひとり世帯になった方は手続きができる場合があります。	詳しくは係におたずねください。		
海外へ転出する方	<input type="checkbox"/>	転出証明書は発行されません。日本に帰国後、転入の手続きをするときは、帰国者全員のパスポート(出国と入国がわかるものが必要)、戸籍謄本、戸籍附票(本籍地が知立市の場合は不要)が必要です。詳しくは転入先の市区町村にお尋ねください。			各窓口 各課	
	<input type="checkbox"/>	海外で選挙を希望する方	海外での居住先において、国政選挙(衆議院議員選挙及び参議院議員選挙)への投票を希望する方は、手続きをしてください。【3階総務課】			
	<input type="checkbox"/>	年金に加入している方で海外へ行く方	資格喪失の手続きが必要です。 任意加入希望者は手続きが必要です。【1階国保医療課】			
	<input type="checkbox"/>	海外へ転出される方の税金について	土地・家屋、軽自動車をお持ちの方、未納市税のある方、前年所得のある方は手続きが必要な場合があります。【1階税務課】			

区分	該当	対象	手続き	必要なもの	受付窓口
					担当課
税金	<input type="checkbox"/>	原付、小型特殊をお持ちの方	引き続き使用する場合は、ナンバーの変更が必要です。転入先市区町村の軽自動車税担当窓口でお手続きください。		④ 税務課
	<input type="checkbox"/>		廃車する場合は廃車の手続きが必要です。	・届出者の本人確認書類 ・ナンバープレート ・標識交付証明書	
	<input type="checkbox"/>	125cc超~250cc以下の軽二輪をお持ちの方	転入先管轄の運輸支局にお問い合わせください。 ※三河・岡崎・豊田ナンバーの地区的管轄 愛知運輸支局 西三河自動車検査登録事務所へお問い合わせください。 豊田市若林西町西葉山46番地 電話 050-(5540)-2047		
	<input type="checkbox"/>	250cc超の小型二輪をお持ちの方			
	<input type="checkbox"/>	軽自動車	転入先管轄の軽自動車検査協会にお問い合わせください。 ※三河・岡崎・豊田ナンバーの地区的管轄 軽自動車検査協会 愛知主管事務所 三河支所へお問い合わせください。 豊田市若林西町西葉山48番地2 電話 050-(3816)-1772		
障がい	<input type="checkbox"/>	各種市税(ご案内)	各税の基準日(市県民税・固定資産税は1月1日、軽自動車税は4月1日)で1年分の税金がかかります。かかった税金は転出されても引き続き知立市に納めていただけとなります。納付に関しての手続きが必要な場合がありますので、ご不明な点がございましたら税務課へお立ち寄りください。		1階 ⑤ 福祉課
	<input type="checkbox"/>	障がいの手帳をお持ちの方 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳	療育手帳をお持ちの方やその保護者の方が県外及び名古屋市へ転出の際は「転出届」「返還届」を提出してください。その他の場合は転入先で手続きしてください。		
	<input type="checkbox"/>	障がいの手当を受けていた方 ・特別障害者手当 ・障害児福祉手当 ・経過的福祉手当 ・特別児童扶養手当 ・愛知県在宅重度障害者手当 ・知立市心身障害者扶助料	資格喪失届、住所変更等の手続きが必要です。転入先で手当等申請用の(非)課税証明書が必要となる場合があります。	詳しくは係におたずねください。	
	<input type="checkbox"/>	自立支援医療を受けていた方 ・更生医療 ・育成医療 ・精神通院医療	転入先で住所変更に伴う手続きをしてください。	転入先の担当窓口におたずねください。	
	<input type="checkbox"/>	以下の受給者証をお持ちの方 ・障害福祉サービス受給者証 ・通所受給者証 ・地域生活支援受給者証	受給者証を返還してください。障害支援区分の認定を受けられた方で「障害支援区分証明書」が必要な方はお申し出ください。	・各種受給者証	
こども	<input type="checkbox"/>	児童手当を申請している方 または受給している方	転出の手続き ※転出予定日の翌日から15日以内に転出先の市区町村にて手続きをしてください。手続きが遅れますと、遅れた月分の手当が受けられなくなりますのでご注意ください。公務員の方の児童手当については、職場におたずねください。		2階 ⑬ 子ども課
	<input type="checkbox"/>	子どもと別居したとき	知立市に残る世帯員の方で左記の状況になる方が対象です。なお、18歳以下の子どもと別居となる場合、知立市に残る養育者が児童手当を受給している場合もご相談ください。		
	<input type="checkbox"/>	児童扶養(ひとり親家庭) 手当、県・市遺児手当を申請している方または受給している方	転出の手続き	なし	
	<input type="checkbox"/>	保育園に通っている方 保育園の申請をしていた方	退所届・申請辞退届の提出が必要です。		
	<input type="checkbox"/>	私立幼稚園もしくは認可外 保育施設等を利用していた方	転出の手続き。転入先ではあらたに認定を受ける必要があります。		
	<input type="checkbox"/>	児童クラブを利用していた	中止届の提出が必要です。		

区分	該当	対象	手続き	必要なもの	受付窓口
					担当課
こども	□	児童生徒の転出 (小学校・中学校)	市民課の手続き終了後に学校の転出手続きをしてください。「転学通知書」を発行します。 この通知書を通学している学校へ提出し、「在学証明書」「教科用図書給与証明書」を発行してもらってください。この証明書を新たに就学する学校へ提出してください。	なし	⑯学校教育課 2階
水道	□	水道の中止	給水中止届。希望日の3営業日前までに提出ください。FAXでも可能です。様式はホームページからダウンロードできます。		⑪水道課 2階
ごみ	□	ごみの出し方について	ご不明な点がございましたら係におたずねください。		⑦環境課 3階
	□	し尿(非水洗もしくは簡易水洗トイレ)の汲み取りをしている方	し尿汲み取り廃止届もしくは、世帯人員等変更届の手続きが必要です。		
犬	□	犬を飼っている方	登録鑑札をお持ちになって、転入先の市区町村で手続きをしてください。		
市営住宅	□	市営住宅からの退去	住宅の明渡し手続きが必要です。詳しくは係におたずねください。		⑩建築課 4階
	□	市営住宅からの異動	異動が生じてから20日以内に異動後の住民票を持って建築課へ届出をしてください。		

知立市保健センター

知立市桜木町桜木11番地2 TEL:0566-82-8211

□	予防接種予診票をお持ちの方	妊娠婦・乳児健康診査受診票、予防接種予診票は転出日以降は使用できません。 転入先の市区町村で手続きをしてください。	センターハウス 知立市
□	妊娠されている方		

＜その他の注意点＞

○転入の手続きについて

新しい住所地に住み始めてから14日以内に「転出証明書」をお持ちの上、転入の手続きをしてください。

※転入手続きを際には、届出人の印鑑や運転免許証等の本人確認書類が必要となる場合があります。

詳しくは新住所地の市区町村役場にお問い合わせください。

○転出証明書について

転出を取りやめたいときは、「転出証明書」を持って知立市役所市民課で転出取消の手続きをしてください。

異動年月日や転出先が変更になった場合は、知立市役所での手続きは必要ありません。転入先の窓口でお手続きください。

○海外へ転出される方へ

◇転出証明書は発行されません。日本に帰国後、転入の手続きをするときは、帰國者全員分のパスポート(出国と入国がわかるもの)、戸籍謄本、戸籍附票が必要になります。(本籍地が知立市の場合は不要)

◇以下に該当する方は税務課へお立ち寄りください。必要手続きがございます。

・土地・家屋、軽自動車をお持ちの方 ・未納税額のある方 ・前年所得のある方

◇海外での居住地において、国政選挙(衆議院議員選挙及び参議院議員選挙)への投票を希望する方は、

選挙管理委員会(3階 総務課)でお手続きください。

＜知立市の住民票(除票)や税務証明書が必要な方＞

知立市から転出後、住民票(除票)や税務証明書(所得証明書・課税証明書・納税証明書等)が必要になった場合は、窓口での請求の他に、郵送でも請求することができます。

詳しくはホームページをご覧ください。

○窓口で申請する場合

本人以外の方が来庁して請求する場合、同居の方でも委任状が必要です。